

### 第1問（3分の1の配点）

次の英文は、FRAND宣言のあった標準必須特許（SEP）に関する欧州委員会文書における、Huawei判決の要約である。日本語訳せよ。法的に必要なことを訳出できていれば、法的に特に意味のない細かい点までは問わない。

In its Huawei judgment<sup>38</sup>, the CJEU established obligations applying to both sides of a SEP-licensing agreement, when assessing whether the holder of a SEP can seek an injunction against a potential licensee without being in breach of Article 102 TFEU. SEP holders may not seek injunctions against users willing to enter into a licence on FRAND terms, and the CJEU established behavioural criteria to assess when a potential licensee can be considered willing to enter into such a licence.

\* 「the CJEU」は、本問においては単に「裁判所」とするのでよい。

### 第2問（3分の1の配点）

X社は、自社の従来品を、販売業者A・B・C・Dを通じて一般消費者に供給している。そうしたところ、最近C・Dがネット通販を始めたため、従来品の一般消費者向け価格は下落している。

X社が競争法弁護士甲に相談したところ、甲は次のようにアドバイスした。「高級感のある実店舗（ネットでないリアル店舗という意味）で対面で説明しながら売ることを義務付け、それに従う販売業者に限って自社製品を取り扱わせる選択的流通システムを採用するのが望ましい。従来品はこれまでどおりA・B・C・Dに売らせるほかはないので、高級感のある新製品に新たなブランドを付けて、新ブランド品のみを選択的流通システムの対象とするのがよい。」。

上記下線部には、競争法上の根拠はあるか否か。解答者の考えを述べよ。

### 第3問（3分の1の配点）

ブラウン管事件に関する別紙1（最高裁判決の一部）と別紙2（MT東京高裁判決の一部）を比較し、何が同じで何が違うのかを、解説せよ。

以上

今回は解答例は省略します。

講義に出席し理解をしていれば難しくはない問題であると考えられます。